

16 世紀メキシコの先住民による遺言書作成に関する一考察

A Study on the Making of Indigenous Wills in 16th-Century Mexico

園田将久

SONODA, Tasuku

はじめに

16 世紀メキシコの先住民は、征服後どのように生き延びていたのだろうか。本稿は、アルファベット化された先住民語およびスペイン語で作成された遺言書における財産相続の様子を分析し遺言者が自らのおかれていた状況をどのように認識していたのかという観点から上記の問いにアプローチしていくものである。

メキシコの植民地史研究においてこれまでになされてきた遺言書の分析方法の多くは「数量的分析」であった。これは膨大な遺言書群に見られる慣習や文化に着目してその数量や頻度を分析することで、一般的傾向や通時的な変化の様相、地域ごとの差異などを見出すというものである。

この分析の草分け的存在がジェームズ・ロックハートである。彼は遺言書を含むナワトル語の文書史料に現れる語彙に着目し、ナワトル語の中に借用語としてのスペイン語が混淆していく様子を分析した。そしてその形式は Stage1 から Stage3 までの 3 つの段階に分けられると定義し、文書における使用語彙のパターン分析が先スペイン期的な伝統の変容や持続を観察するうえでの指標として機能することを明らかにした¹。

ロックハートに薫陶を受けた 1 人である S. L. クラインは、16 世紀のクルワカンという地域で作成された多数の遺言書史料を蒐集し、その中のナワトル語およびスペイン語で表された遺言者の地位や役職、所有財産の種類といった要素に着目することで、同地域における

¹ James Lockhart, *The Nahuas After the Conquest - A Social and Cultural History of the Indians of Central Mexico, Sixteenth Through Eighteenth Centuries-*, Stanford, Stanford University Press, 1992. 語彙分析については特に Language の章 (pp.261-325) を参照。

遺言書内容の一般的な傾向を見出した²。またステファニー・ウッドは、17～18世紀のトルーカという地域で作成されたナワトル語の遺言書史料をもとに、キリスト教の影響を受けた先住民の宗教的な財産（十字架や聖人像など）の相続パターンを分析した³。ロックハートが語彙分析という形で切り開いた数量的分析の対象は、財産の種類やその相続対象といった、慣習的・文化的側面に広く拡大していったといえよう。

そして、そのような数量的分析の到達点にいるのがスーザン・ケログである。ケログはロックハートから直接指導を受けたわけではないが、彼の教え子たちとも交流がある。彼女はメキシコ市で作成された遺言書を分析対象とし、男性と女性の先住民がそれぞれどのような財産の相続人に指名されていたのか統計を取って表にして、そこから見えるパターンを当時の法的体系と照らし合わせるという新たなアプローチをとった⁴。

ロックハートや彼に影響を受けた者たちによる研究は、スペイン側の視点から捉えられてきたインディオ社会を改めて内部から捉えなおす試みであるとして評価を受けている⁵が、この分析方法には問題点もある。数量的分析では多数の遺言書史料から特定の情報を抽出してパターン化することを基本とするため一般的な傾向や特徴は明らかにできるが、それらに当てはまらない遺言書内の例外的な特徴や、細部の独自性はここでは軽視（事によっては無視）されてしまうのだ。

そこで本稿では、「質的分析」という別の分析方法を用いる。多数の遺言書を比較検討する数量的分析とは異なり、質的分析は遺言者による財産の相続人や後見人の指名、債務返済・債権徴収などの指示、他者への命令などの情報を個々の遺言書に即して読み解くことで、彼ら彼女らがおかれていた状況とそれに対する認識を明らかにできる。この視点では遺言書を遺言者の「エゴ・ドキュメント」として分析することになる。

メキシコ中央部の研究ではないが、質的分析によって征服後の先住民が残した相続関連文書の意図に切り込んだ大越翼の先行研究は重要である。大越は、16世紀のマヤ地域に住んでいたガスパール・アントニオ・チという先住民男性に注目する。チは1579年以降スペイン国王宛に、自らのスペイン人への貢献を主張し、その見返りとして年金を受給してほしい

² Sarah L. Cline, *Colonial Culhuacan, 1580-1600: A Social History of an Aztec Town*, Albuquerque, University of New Mexico Press, 1986. 伏見岳志はロックハートと彼に指導を受けたクラインやウッドの学派を『UCLA グループ』と呼称している。伏見岳志「メソアメリカに関するエスノヒストリーの研究動向－先住民語史料の利用と UCLA グループ－」『歴史学研究』第 715 号、1998、pp.33-41.

³ Stephanie Wood, "Adopted Saints: Christian images in Nahuatl Testaments of Late Colonial Toluca" *The Americas*, Vol. 47, No. 3, 1991, pp.259-293. また、同じく 17～18 世紀のトルーカの遺言書を分析対象とした研究者にカテリーナ・ピッツィゴニがいる。彼女はさらに多くの遺言書を蒐集し英訳したうえで、宗教的側面にとどまらない遺言書の記述（所有財産の種類、証人や公証人の署名など）の一般的な傾向や特徴を分析した。Caterina Pizzigoni, *Testaments of Toluca*, Stanford, Stanford University Press, 2007

⁴ Suzan Kellogg, *Law and the Transformation of Aztec Culture, 1500-1700*, Norman, University of Oklahoma Press, 1995

⁵ 伏見前掲論文、p.40. 一方で伏見は研究の問題点として、先住民語の公証文書だけでは村民と関わる非成員やスペイン人なども含めた村の実勢を窺うことはできないとも述べている。

という内容の文書を何度も送った。彼が年金を要求したのは、それを自分の孫娘へ残すためであった。大越はこの広い意味での相続関連文書を同一の遺言者がそれ以前の時代に残した他の文書と合わせて通時的に分析することによって、チがおかれていた社会的状況の変化へとアプローチすることを試みた⁶。しかし多くの場合、遺言者が遺言書以外に別の文書を残していることはほとんどなく、大越のような通時の変化を読み解くことは難しい。

そこで本稿では、ケログと大越の2人の分析方法を折衷する形で個々の遺言書へアプローチしていく。使用するのは1999年に発行された遺言書史料集 *Vidas y bienes olvidados: Testamentos indígenas novohispanos* の1巻と2巻であり、計60通の先住民による遺言書が活字化された状態で収録されている。本稿では初めにこれらの遺言書の数量的分析として、表を作成することでパターンを抽出していく。その上で、表が示す趨勢からは説明しきれない遺言書をエゴ・ドキュメントとして読み解くことでその細部にある独自性を見出すことを試みる。数量的分析によって炙り出されたパターンからは零れ落ちてしまう部分を質的分析によって拾い上げていくような先行研究は管見の限りでは見当たらず、新たな試みといえるだろう⁷。

本稿の構成は以下の通りである。第1章では論じる際の前提として、16世紀メキシコの先住民が遺言書作成の慣習に自らの意志で順応していった流れを、人口減少、家族制度や社会全体の変化といった当時の背景に照らし合わせながら概観する。

第2章では、初めに使用する遺言書史料集の編纂された経緯や収録されている遺言書の特徴について簡潔に説明したうえで、遺言書の数量分析を行う。まず遺言者の男女比と遺言書作成時期を確認してから、男女それぞれの相続人の指名に関して統計を取り、表にすることでその相続パターンを見出していく。

第3章では、各節のテーマに沿って全6つの遺言書を選び出し、遺言者がどのような状況におかれていて、それをどのように認識していたのかという点に着目する形で質的分析を行う。第1節では最も簡潔な内容の遺言書に見られる細部の独自性に着目し、遺言者の立場を考察する。第2節では夫と妻との間の相続関係が見いだせる遺言書に着目し、その家族環境を考察する。第3節では家族・親族以外の人間への財産遺贈に注目すべき特徴がある遺言書に着目し、遺言者の人間関係を中心とした社会的状況について考察する。

⁶ 大越翼「植民地時代におけるマヤ王家の由緒－その誕生と変容－」歴史学研究会編『シリーズ歴史学の現在 12 由緒の比較史』青木書店、2010、69-74 頁

⁷ ロバート・ハスケットは、特定の遺言書の中身を読み解き家族関係などを導き出す質的分析を行っている。遺言書に財産や宗教的な慣習についての記述が現れた時に、一般論的な説明を織り交ぜてはいるものの、そのパターンや趨勢を可視化する表までは作成していない。Robert Haskett, "Passing on: The Cuernavacan Testaments of Don Juan Ximénez, Don Toribio Cortés, and Juan Bautista", *Estudios de Cultura Náhuatl*, Núm.55, 2018, pp.81-171.

I 先住民の遺言書作成の背景とその特徴

1. 遺言書作成の慣習の到来

死の間際に遺言書を作成する慣習はヨーロッパから伝えられたものである。古代のローマ帝国ではすでに口頭、筆記の両方の形式で遺言という概念が存在しており、中世になると遺言は国内法から教会法によって管理されるものとなった⁸。中世史家のドークールによれば、この頃の遺言は告解の補完と見做され、人に対する義務を果たして自身の罪を贖うために作成されることが一般的であった。財産遺贈は専ら教会や修道院、施療院などに対して行われるなど宗教的な側面が強かったという⁹。

先住民社会に遺言書作成の慣習を持ち込んだのも、教会や修道会といったキリスト教組織であった。ナワトル語に代表される先住民語にはスペイン語のような表音文字は存在しなかったため、文書作成の慣習を導入するのは簡単ではなかっただろう。しかし、征服から間もない1530年頃にはすでに一部の先住民が遺言書の作成を始めているのである。

これに大きく寄与したのが、スペイン帝国の言語政策であった。征服者コルテスがナワトル語とスペイン語の両方を操る通訳の助けを借りてアステカ帝国との「会話」を可能にしたように¹⁰、スペイン人は言語による情報網や他集団とのコミュニケーションを重視する傾向にあった。植民地期には国王の臣下たる者たちを効率的に統率するため、宣教師や教会にとってはキリスト教を布教するためにも先住民との共通言語の確立はいっそう重要な課題であった。言語政策の主導権を握ったのは宣教師たちで、彼らは布教のために先住民の諸言語を学び、後からやってくる他の宣教師たちも扱えるようにそれらの言語をアルファベット化して辞書や文法書を作成した。先住民によるスペイン語の文書が多く残されていることから、宣教師たちは自らがナワトル語を学ぶだけでなく、いくつもの修道院で先住民にスペイン語を教えていたと推察されている¹¹。先住民のスペイン語の運用能力獲得はこの教育によるものであり、ナワトル語のそれも上述の辞書などから学んだ結果であるとみてよいだろう¹²。

また、先住民の自発的な遺言書作成を促すことを目的として、スペイン人による「遺言書のひな形」も作られた。その一つがフランシスコ会修道士アロンソ・デ・モリーナによって

⁸ Sarah. L. Cline, "Fray Alonso de Molina's Model Testament and Antecedents to Indigenous Wills in Spanish America", in Susan Kellogg, Matthew Restall, eds. *Dead giveaways: indigenous testaments of Colonial Mesoamerica and the Andes*, University of Utah Press, 1998, pp.15-16.

⁹ ジュスヴィエーヴ・ドークール『中世ヨーロッパの生活』大島誠訳、白水社、1975年、140-141頁

¹⁰ 安村直己『世界史リブレット人 48 コルテスとピサロ 遍歴と定住のはざまで生きた征服者』山川出版社、2016、28-31頁

¹¹ 安村直己「スペイン帝国における言語をめぐる政治－ネブリッハの夢と現実」平田正博、原聖編『帝国・国民・言語 辺境という視点から』三元社、2017、26-27頁

¹² スペイン人の言語政策による影響が大きいという説に対し、征服前の先住民社会では表意文字で書かれた遺言書のような文書が既に作成されており、遺言書作成が広い範囲に早く波及したのはそのような旧習があったからこそであるという別の説を主張する研究者もいる。Catalina Ospina Jiménez, "Between sombreros and diadems: a pictorial testament from colonial central Mexico", *Colonial Latin American Review*, Vol.33, No. 2, 2024, pp. 150-182.

1565 年に編纂された *Confesionario Mayor, en lengua mexicana y castellana* である。本書には財産の譲渡以外にも、カトリックの秘跡や宗教的儀式に関する詳細な記述が含まれており¹³、ヨーロッパの遺言書の伝統がメキシコにもそのまま伝えられたことがうかがえる。さらにナワトル語とスペイン語の見本テキストが並行して書かれており、可能な限りフレーズと意味がそれぞれ照応されているため¹⁴、先住民通訳にとっても重宝されていたのではないだろうか。

しかしこのようなひな形が作成された一方でケログは、先住民はスペイン人の慣習をただ模倣したのではなく、むしろそれに順応して自らの目的のために行使したと主張する¹⁵。16 世紀中に遺言書を作成したのは、征服前の王族や貴族の末裔といった先住民エリートたちであった。平民による遺言書作成が盛んになるのは 17 世紀以降であり、本稿ではその前の世紀に注目する。植民地期初期の先住民エリートは、どのような背景で、そしてどのような目的で遺言書を作成したのだろうか。

2. 社会の変容による先住民エリートの没落

スペインによる征服と支配は、先住民の人口、家族制度、そして政治行政組織にまで大きな変化を及ぼすこととなった。最も重大な変化は、先住民人口の減少である。その主たる原因は 16 世紀から 17 世紀初頭にかけて何度も流行したユーラシア由来の疫病であり、免疫を持たない多くの先住民が命を落とした。メキシコ盆地では征服時に 150 万人と言われていた先住民人口が 1570 年までには 32 万 5000 人に減少したという¹⁶。

一方で、人口減少の別の原因として先住民の家族制度が変化したことも挙げられる。征服後にキリスト教の結婚制度が宣教師や司祭らによって導入されると、征服以前の社会では認められていた近親相姦、一夫多妻制、重婚などは規制されるようになり、先住民は一夫一妻制の規則に従うことを義務付けられた¹⁷。先住民はこれまでのように多くの子孫を作りづらくなり、先スペイン期以来の地位を維持するために自らの家系を途絶えさせないことを重視していた先住民エリートは、特にその煽りを食らうことになった。

そして、これに加えて先住民エリートを窮地に陥れたのがスペインの主導による植民地期

¹³ Kellogg, op. cit. p.131. モリーナのひな形についてはロックハートも取り扱っており、こちらはスペイン語テキストとナワトル語テキストとの間に共通する語彙や、定型文の有無といった言語的分析に終始している。Lockhart, op.cit. pp.468-474.

¹⁴ Cline, in Kellogg and Restall, eds. op. cit. p. 17.

¹⁵ Kellogg, op. cit. p.131.

¹⁶ Charles Gibson, *The Aztecs under Spanish Rules: A History of the Indians of the Valley of Mexico, 1519-1810*, Stanford: Stanford University Press, 1964, pp. 136-141. 時期ごとに流行した疫病の詳細については以下の文献を参照されたい。Peter Gerhard, *A guide to the historical geography of New Spain*, University of Oklahoma Press, 1993, p. 23.

¹⁷ Gibson, op. cit. p. 151.

の政治行政組織の変容であった。征服以前のアステカ社会における組織の中心は「アルテペトル」と呼ばれる政治単位であり、「トラトアーニ」と呼ばれる首長によって支配されていた。アルテペトルの構成単位となったのは「カルポリ」と呼ばれる血縁集団で、それぞれの成員がトラトアーニへの貢納や賦役の義務を負っていた¹⁸。いわばトラトアーニを頂点に置く首長国だったのである。

スペインは征服後、このアルテペトルとカルポリの土地観念を「主村」と「属村」という土地観念に置き換え、規模の大きな都市を主村として、その都市の各区画や周辺の小規模な飛び地などを属村として振り分けた¹⁹。同時に首長は「カシーケ」という統一的な名称で呼ばれるようになり、属村から主村のカシーケに集められた貢納の一部はスペイン人徴税官に支払われるようになった²⁰。彼らはスペイン当局と先住民社会の間の仲介者として振舞うようになったのである。スペイン王室の収益に貢献した暁には貢納の免除特権や土地の下賜といった恩恵を受け、それによって先スペイン期以来の権力を維持することもできたため、この立ち位置をカシーケは喜んで受け入れた。スペイン当局としても、先スペイン期以来の権力者をその座から引きずり下ろすことによって先住民社会の混乱を招くようなことは避けたかった。利害を一致させた両者は、互恵的な関係を結んだのである。

一方で、先住民を植民地社会の政治行政機構に組み込んでいくため、各主村には「ゴベルナドール」と呼ばれる村長職が設けられた。この役職はカシーケが兼任することが多く、1520年代にはすでに一部地域に存在していた²¹。

そしてこれより少し後に、「カビルド」と呼ばれる参事会が成立した。カビルドは16世紀中に全ての主村に設置され、その運営の中心を担ったのはプリンシパルと呼ばれる先住民の貴族層であった。彼らはアルカルデ、レヒドールと呼ばれる議員職に就いて村内の政治行政に参与した他、地方裁判所としての司法の役割も担った²²。

カシーケはトラトアーニと呼ばれていた先スペイン期以来終身制であったが、ゴベルナドールという役職には、カビルドの議員職と同じく交代制で選挙制かつ再選を禁止するという規則が設けられた²³。そのため次第に選挙や指名によって別の貴族がゴベルナドールに選ばれるようになっていき、帰属的身分と政治的役職とが徐々に乖離していくこととなる。「首長の村落 (pueblo señorío)、つまり行為主体のない村落 (pueblo objeto) から議会の村落

¹⁸ Lockhart, op. cit. pp.14-28. 安村がロックハートを参考に先スペイン期の政治構造について概説している以下の論文も同時に参照されたい。安村直己「植民地期メキシコにおけるインディオ騒動の政治経済学：1774年トラルマルコ村（チャルコ地方）の事例」『国立民族学博物館研究報告』、19巻2号、2010、180-183頁

¹⁹ Gibson, op. cit. pp.33-34.

²⁰ Ibid. p.196.

²¹ Ibid. p.167.

²² Ibid. pp. 166-167.

²³ Ibid. pp. 175.

(pueblo consejo)、つまり行為主体のある村落 (pueblo sujeto) へ」というシルビオ・サバラとホセ・ミランダの核心を突いた表現からも分かるように²⁴、かつてのトラトアーニが治めていた首長国は、法人格を持った自治組織である「インディオ村落共同体」へと次第に移り変わっていったのである。

共同体の成立によって伝統的な権力を失いつつあった彼らは次第に、自身の特権や所有財産についても疑問を呈されるようになる。先スペイン期以来継承してきた私有地は、共同体によって管理される土地として手放されるべきだと村民から批判を浴び、隷属民も同様であった。先住民社会にはトラトアーニを含む貴族、平民に加えて最下層に当たる隷属民 (マイエケやテラスゲロなどと呼ばれる) がいた。彼らは主人の私有地で主人のための奉仕を行っていて、財産の 1 つと見なされていた²⁵。カシーケの一部は植民地期以降も隷属民を財産として所有していたが、共同体の村民は彼らを平民と同格の身分に引き上げて村全体での貢納や奉仕に貢献してもらおうと考えた。さらにスペイン人も、地位を引き上げれば王室の収益に貢献してくれる隷属民を私物化し続けるカシーケに不満を覚えていたため、両陣営の利害が一致して、カシーケは糾弾されることとなる。彼ら彼女らの中にはそれらの財産を失ったことでかつての威光をも失い、共同体の中に埋没していった者も少なくなかったであろう。

先住民エリートの遺言書作成は、このような背景によるものだった。彼ら彼女らは逆境の中で、「自らの先スペイン期以来の地位を守り抜き、財産や特権を子孫に受け継いでいくため」に遺言書を利用したのである。

Ⅱ 遺言書史料の数量分析

1. 遺言書史料集の概要

では、そのような経緯で作成されるようになった先住民エリートの遺言書を分析するとどのようなことが分かるのだろうか。本節ではまず、使用する遺言書史料集の編纂の経緯やその内容について概説しなければならない。

Vidas y bienes olvidados: Testamentos indígenas novohispanos は 1999 年に第 1 巻と第 2 巻が発刊されている²⁶。史料集編纂の当初の目的は先住民の農畜産業に関する情報を集め

²⁴ Silvio Zavala y José Miranda, "Instituciones Indígenas en la Colonia", en Alfonso Caso, Silvio Zavala, José Miranda y Moisés González Navarro, *La Política Indigenista en México Tomo I*, Dirección General de Publicaciones del Consejo Nacional para la Cultura y las Artes/Instituto Nacional Indigenista, reimpresión en 1991 (primera edición en 1954), p.145.

²⁵ Gibson, op. cit. pp. 153-154.

²⁶ Teresa Rojas Rabiela, Elsa Leticia Rea López, Constantino Medina Lima, eds. *Vidas y bienes olvidados -Testamentos indígenas novohispanos- Vol.1-2*, CONACYT, 1999. 以降の註では第 1 巻、第 2 巻をそれぞれ Vol.1 および Vol. 2 と表記する。また、収録されている遺言書本文には段落ごとに角括弧で番号が振られているので、本文の引用の際にはページ数と共にその番号も表記することとする (例: Vol.1, p. 112. [35])。角括弧の番号が表記されていない註は遺言書本文ではなく、史料集編者の解説部分であることを示す。

るためであったが、編者の一人テレサ・ロハス・ラビエラは、遺言書からは周辺人物、家の中や屋外、宗教的信念、村落共同体やスペイン当局との関係性などのさらに多面的な情報が得られるものであるとして、広範な目的での使用を推奨している²⁷。第1巻では、16世紀のメキシコ各地で作成されたスペイン語の遺言書と、16～17世紀のオコテルルコという地域で作成されたスペイン語とナワトル語の遺言書群が収録されている。第2巻では、16世紀メキシコ各地のスペイン語とナワトル語の遺言書が収録されている。また、翌2000年には17世紀メキシコ各地のスペイン語とナワトル語の遺言書が収録されている第3巻が発刊されているが、本稿では取り扱わない。

収録されている遺言書のほとんどは、メキシコのAGN（国立公文書館）に収蔵されている物が元で、後の時代の土地や財産をめぐる訴訟の中で使用するために複写されたものである。同じ内容でスペイン語とナワトル語が両方収録されている遺言書は、遺言が最初にナワトル語で記録され、それが後に写しを取られる際にスペイン語に翻訳されたということを示している。第1巻の一部の遺言書はスペイン語の収録のみだが、これは先住民語で書かれたオリジナルが見つかっていないことを示している。また例外として、初めからスペイン語で作成された遺言書も2通収録されている。

本稿では16世紀の先住民エリートに焦点を当てるため、17世紀の史料が含まれるオコテルルコの遺言書群を除外した第1巻と第2巻を分析の対象とする。史料集の遺言書は時代・地域ともに様々ではあるが、AGNに収蔵されている遺言書全体の傾向に大方比例するように選び抜かれている²⁸ため、偏った統計が出る可能性は低いだろう。

2. 遺言書の数量分析—ケログの相続パターンとの比較—

「はじめに」でも述べたように、遺言書の数量分析を行うにあたって参考とすべきはケログの先行研究である。ケログは1546年～1584年の間にメキシコ市で作成された男女の遺言書から相続財産の種類と指名された相続人の情報を抽出し、表に示した。その結果、①子供だけでなく兄弟姉妹や孫、甥姪など多様な親族が相続人に指名されていたこと、②女性遺言者は同性の相続人を好んで指名する傾向にあったこと（特に家と動産が相続財産になることが多かった）、③息子がほとんど財産を与えられていなかったこと、以上3つの相続パターンを導き出した。③については、当時の男性の高い死亡率や家族グループ内における男性の欠如が理由ではないかという推察がされている²⁹。①の理由ともつながるだろう。

これにない本稿では、メキシコ各地域の遺言書から相続人に関する情報を抽出し、性別

²⁷ Vol.1, pp.18-21.

²⁸ 本史料集はAGNに収蔵されている遺言書全体の11%が活字化されたものであり、全体の傾向と同じく16世紀後半の遺言書がより多く収録されている。また、地域別にみてもメキシコ市、ショチミルコ、トラスカラ、オアハカといった人口＝作成された数が多い地域の遺言書が比例して多く収録されている。Ibid. p.56.

²⁹ Kellogg, op. cit. p.142-144.

や遺言者との親族関係などに注目した相続パターンを明らかにすることを試みる。

本稿で分析の対象となる遺言書は全部で 60 通であり、スペイン語のみの 22 通（第 1 巻収録）とスペイン語とナワトル語両方が残っている 38 通（第 2 巻収録）という内訳である。60 通の内、男性遺言者によって作成されたものは 40 通、女性遺言者によって作成されたものは 20 通であった。先住民エリート男性には「ドン」、女性は「ドーニャ」というスペイン人によって付与された公式の敬称が名前の前に付けられることが多く、60 通のうち 34 通（男性 24 通、女性 10 通）がそれらの敬称の付いた遺言者によるものであった。男性だけでなく女性も遺言書の作成者および相続人になれたのはメキシコ先住民社会の特徴であり、近世ヨーロッパでは例外的なことであった。

では、男性遺言者と女性遺言者はそれぞれ相続人としてだれを指名しているのだろうか。以下に示す 2 つの表は、縦軸では征服以降の 16 世紀を 10 年後ごとに分け、横軸では相続人の続柄を並べている。続柄のうち「その他の親族」には、両親、祖父母、甥姪、叔父叔母、義理の家族、庶子などが含まれる。また、ケログの分析にない新たな試みとして親族以外の男女への遺贈についても統計を取る。まず、男性遺言者 40 人が誰を相続人に指名したのかを示したのが表 1 である。

表 1：相続人を指名した男性遺言者の数（年代別）

	該当する 遺言者の数	息子/娘	配偶者	兄弟/姉妹	孫/孫娘	その他の 男性/女性親族	親族以外 (遺贈)
1520年～29年	1	1/0					
1530年～39年	1	1/0					
1540年～49年	5	3/1	2		1/0		
1550年～59年	3	2/3	2	0/2		0/1	1/0
1560年～69年	6	2/3	2	1/0	1/1	2/1	1/0
1570年～79年	8	5/5	5		1/0	0/1	2/0
1580年～89年	5	4/1	1	1/0			1/0
1590年～99年	11	7/6	5		2/3	3/1	4/0
計	40	25/19	17	2/2	5/4	5/4	9/0

表からは、男性が子供だけでなく兄弟姉妹や孫、甥姪など多様な親族を相続人に指名していたことが分かり、ケログのパターン①と一致している。

その中でまず注目すべきは、息子（40 人中 25 人）、娘（40 人中 19 人）、妻（40 人中 17 人）を相続人に指名している男性遺言者の数が多いという点である。兄弟姉妹や孫・孫娘などの他の親族を指名している男性遺言者はこれに比べると少ない。「息子へ財産がほとんど与えられていない」というケログのパターン③とは今のところ異なる結果が出ているが、これ

に関しては女性遺言者の事例も見なければ分からない。

なお、息子と娘の両方を指名している男性遺言者は数えたところ9人おり、表の情報と合わせると、息子のみへ相続している男性は16人、娘のみへ相続している男性は10人となった。ケログのパターン②は女性遺言者に限定されたものだったが、本分析からは男性遺言者もまた同性の親族を相続人に指名する傾向があったと考えられる。

またこれらの内、他の子どもや妻、兄弟姉妹などには何も与えず、ただ1人の息子/娘（他に子供がいる場合はおそらく長男/長女）への単独相続を行っている男性遺言者は6/1人と少なかった。相続人として優先されている子供がいたとしても、それ以外の多くの家族・親族も相続人に指名することが一般的だったのだろう。

また、親族以外への遺贈の事例が多いということも分かった。兄弟姉妹や孫/孫娘の相続人指名を行った人数を超える9人の男性遺言者がいた。彼らが遺贈の対象としているのはいずれも男性で、女性を対象としている者は一人もいなかったが、このことは財産の種類を知れば納得がいく。9人の遺言者のうち8人が遺贈したのは農地であり（1人だけ動産を遺贈している男性がいた）、男性が農業を行うことが基本だったメキシコ先住民社会においては妥当であった。

では続いて、女性遺言者20人は相続人として誰を指名しているのかを表2で示す。1520～30年代に遺言書を作成した女性はいなかったため、これらの年代は表から省いている。

表2：相続人を指名した女性遺言者の数（年代別）

	該当する 遺言者の数	息子/娘	夫	兄弟/姉妹	孫/孫娘	その他の親族	親族以外 (遺贈)
1540年～49年	2	1/1					1/0
1550年～59年	2		1	0/1			
1560年～69年	4	0/3	2	2/1		1/1	0/1
1570年～79年	5	1/2		0/1	1/1	2/2	2/3
1580年～89年	4	1/1			0/1	2/1	1/2
1590年～99年	3	1/0					1/1
計	20	4/7	3	2/3	1/2	5/4	5/7

最も多くの女性遺言者が相続人として指名していたのは娘であり、それに並んで親族以外の女性への遺贈も多かった（ともに20人中7人）。その他の男性親族への相続と親族以外の男性への遺贈がそれらに次いで多く（ともに20人中5人）、息子を指名した女性（20人中4人）はそれよりもわずかに少ないということが分かった。女性遺言者は配偶者とその他の親族を除いて同性の者を相続人に指名する傾向が見られ、ケログのパターン②と共通していることが分かる。女性遺言者に限定すればケログのパターン③とも類似しているが、

男性遺言者の多くが息子を指名していたことを含めると、やはりパターン③と完全には一致していないように思える。

最も特徴的なのは配偶者への相続状況であろう。男性遺言者の場合は息子への相続に次いで妻への相続が多かったのだが、女性遺言者による夫の指名は 20 人中僅か 3 人と非常に少ない。1570 年代以降に至っては誰 1 人として夫を指名していないのである。

他に注目すべきなのは、男性遺言者と同じく女性遺言者も、兄弟姉妹や孫 / 孫娘へ相続するよりも親族以外の者へ遺贈する方が多かったという点である。男性遺言者の場合は同性の人物への遺贈に大きく偏っていたが、女性遺言者による遺贈の対象には男性も含まれており、女性への動産、男女両方への土地財産の遺贈が多く見られる。例えばショチミルコという地域の女性遺言者ドーニャ・アナ・デ・グスマンは、村の多くの女性に自身の衣服を、男女にチナンパ（湖を埋め立てて作られた耕作地）を遺贈している³⁰。女性へ農地が残されるのは例外的だが、多くの場合はその女性に男性親族（特に夫）がいたことや、その土地に縛られた隷属民も一緒に与えられたことが考えられる。

ここまでをまとめると、史料集の遺言書からは以下のような相続パターンを見出すことができる。①男性遺言者は息子を相続人に指名することが多い。ただし息子が財産を単独相続することは少なく、多くの家族・親族に分割して残されている。②女性遺言者は夫を相続人に指名することが少ない。③男女ともに、兄弟姉妹や孫 / 孫娘への財産相続よりも親族以外の者への財産遺贈を行っている事例の方が多い。

16 世紀のメキシコ各地の遺言書における財産相続の一般的傾向は、大まかながら掴むことができたと言えるだろう。より広い範囲に目を向けると、ケロググがメキシコ市の遺言書から見出したパターンとは異なる面もあることも分かった。

Ⅲ 遺言書の財産相続に見る家族関係や社会的状況

1. 息子を単独の相続人に指名している事例

ここからは本題として、数量的分析では見落とされてしまう遺言書の細部に着目した質的分析を行う。方法としては、第 2 章で見つかった 3 つの相続パターンを前提として、それぞれに関連する遺言書をいくつか選び出す。そして財産相続の様子から個々の遺言者にどのような家族・親族関係や社会的状況がうかがえるのか、そして彼ら彼女らはそれをどのように認識しているのかを考察する。

本節では、数量分析で導かれたパターン①に関連する 1 つの遺言書を分析する。作成年は 1597 年、作成者はテワカンという村のミゲル・アギーレ・エルナンデスという先住民男性であり、彼はカシーケであった。彼は財産相続に関する段落で、自分の息子であるガブリ

³⁰ Vol.2, pp. 204-216. [462-466]

エル・エルナンデスにカシーケとしての権威、所有する動産や不動産の権利をすべて与える
と述べる。さらに、彼を遺言執行人（albacea）として財産の支払いや処理に関するすべての
ことを任せると宣言している³¹。

男性から息子への相続とだけ言えば一般的だが、その息子への単独相続を行っているのは
珍しい。加えて、遺言の執行まで息子に担わせている点も興味深い。相続人と執行人を同一
人物にすると相続人が遺言に反した行動を恣意的にとる可能性があるため、一般的に執行人
には相続に関係のない別の人物が選ばれ、財産はその者の管理下に置かれることが多かった。
ミゲルはこのような心配をしていなかったのだろうか。

また、財産に関する記述も他の遺言書とは一線を画している。殆どの遺言書では財産は目
録のように細かく列挙され、それぞれの財産ごとに相続人が指名される。第 1 章で述べた
ように遺言者は自らの地位と財産を後世に残すため、情報を丁寧に明記しておかねばならな
かったのである。しかし、ミゲルの遺言書からは具体的にどのような財産が所有されていた
のかが全く分からない。

さらに、証人の存在が全く書かれていないことも彼の遺言書の特異な点である。遺言書の
作成時には、遺言が適正に執行されることを保証するために、証人を呼び出して署名をして
もらう（証人が文字を書けない場合は公証人が代筆する）ことが通例であった。60 通の中
で証人の存在が全く示されていないのはミゲルのものを含めて僅か 3 通で、そのうち 1 つ
は後半部分が見つかっていない断片的な遺言書³²であるため実際には書かれていたかもしれ
ない。もう 1 つは公証人すら介さず遺言者自らがスペイン語で作成した遺言書であった。公
証人の不在という点は、このオリジナルの遺言書が公証役場に持ち込まれていないことを示
している（この遺言書については本章の 3 節で改めて取り上げる）。しかし、ミゲルの遺言
書は公証人がいるにもかかわらず他の証人についての記載がない。

これらの奇異な点から推察できるのは、息子ガブリエルが既にそれらの地位や財産を生前
贈与されており、遺言書は便宜的に作成されたものだったということである。所有財産を細
かく列挙しなかったのも、息子が既にそれらを所有していて内容を大方把握していたからで
あり、それゆえに執行人も兼ねていたのである。証人の不在は法的手続き上の不手際ではな
く、既に遺言が適正に執行されていたため必要なかったのだと説明が付く。

そして、そのような独断での財産相続が可能だったことはつまり、ミゲルの一族がテワカ
ンにおいて絶対的な立場を築き上げていたことを示唆している。村の中で自分の立場が広く
共有されており、息子も村の要職で一定の役割を果たしていたのだろう。財産の相続や自分
たちの地位に関しては暗黙の了解があり、村民から異議を唱えられる可能性は元より排除さ

³¹ Vol. I, p. 162. [362]

³² Ibid. pp. 144-146. [224-238]

れていたのである。

遺言書全てが、自らの一族の地位や財産の存続に危機感を覚えた者によって作成されたわけではなかったのである。

2. 夫と妻の関係が見られる事例

本節では数量的分析で導かれたパターン②に関連する3つの遺言書を分析し、夫と妻がどのような関係にあったのかを探っていく。1つ目は夫が妻を相続人に指名している事例、2つ目は妻が夫を相続人に指名している事例、3つ目は妻が夫を相続人に指名することを拒んでいる事例である。趨勢に準じた1つ目の事例のみならず、2つ目の珍しいパターンに含まれる事例にも深く迫ることができるのが、質的分析の強みである。3つ目にしても、数量的分析では切り込めない側面に光を当てる。妻が夫を指名していない理由として最も一般的なのは「夫が既に亡くなっている」からである。一般的に夫は妻よりも年上で、当時は男性の死亡率の方が高い傾向にあったことから、女性遺言者は遺言作成時に寡婦である場合が多い。しかしここでは存命中の夫を相続人に指名しながら妻の遺言書を取り扱う。数量的分析では、この女性遺言者は「夫を相続人に指名していない」として寡婦との違いを考慮されず一括りにされてしまうため、質的分析によってその細部に着目する必要があるのだ。

まず、夫が妻を相続人に指名している事例を見ていく。遺言書の作成年は1572年で、作成者はショチミルコのトラルネパントラという地区に住んでいたコンスタンティーノ・デ・サン・フィリペという先住民男性であった。彼は財産相続に関する段落でまず、妻のペトロニラ・テウテに対してチナンパが付随した土地を2つ残すことを宣言している³³。続いてその敷地の西側にある家を自身の母親に残すことを宣言し、母親はそのことを既に把握しているということを述べる³⁴。さらに彼は、テコマテ（カカオのドリンク用の湯飲み）やロッキングチェア、金庫、木製の寝台などの動産も母に残すと宣言している³⁵。

遺言者コンスタンティーノの独自性は、妻に加えて母親を相続人に指名しているところにある。母親がまだ生きているという点からは、この遺言者が若くして病に侵されたということが想像できる。

遺言はさらに続く。コンスタンティーノは妻ペトロニラに穀物小屋（troje）を与えると述べた後、母と共に家で暮らし、（家を）出ていかに命じている。そして、もし家を出ていく場合は、妻には何も与えられないし何も持ち出すことはできないと忠告している。最後に妻に対し、亡くなる時にはここまで話した土地、チナンパ、穀物小屋を息子のフィリペ・コンスタンティーノに継承するように指示し、自分が妻にそれら（財産）を与えるか

³³ Vol.2, p. 160. [265]

³⁴ Ibid. p.160. [266]

³⁵ Ibid. p. 160. [267, 270]

どうかは、息子を育てる場合に限ると念を押している³⁶。

ここで初めて、コンスタンティーノとペトロニラの間には息子がいることが示される。遺言者が本当に財産を相続したかったのは息子だったが、十分に育つ前に自身が病に倒れてしまったために、代わりに妻を相続人に指名し、息子が成長するまで預かってもらおうと考えたのだろう。つまりコンスタンティーノは、妻を相続の対象というよりもむしろ一時的に財産を守ってもらう立場としかとらえていないのである。

このような事例は他の遺言書にもみられる。例えば、プエブラのテベヒという村で 1549 年に遺言書を作成したドン・マルティン・デ・ラ・クルス・ウィツィリウィトルという先住民男性も、自身の家と屋敷地の相続人に息子たちを指名しながら、彼らが育つまでは妻がそれらを預かり持つように指示している³⁷。

わざわざ「家を出るな」という内容の忠告をしている点からも分かるように、コンスタンティーノは妻が財産を持って家を出ていくことを危惧しているように感じられる。前述のミゲルに感じられる余裕とは雲泥の差である。彼が不安を感じたのも無理はない。この当時、配偶者を亡くした先住民は男女を問わず再婚をすることが多かったからである。

再婚の事例は他の遺言書にも示されている。例えば、コヨアカンのテナニトラという地域に住んでいた先住民女性マリア・セシリアは、1560 年に作成した遺言書の中で夫をいくつかの土地の相続人に指名している一方、金庫とメタテ（穀物を挽く石）は「前の夫」がくれたものであるとして彼の祖母に返却しており、この記述から前述の夫が年の若い再婚相手だったことがうかがえる³⁸。また、オアハカのヤンウィトランという地域に住んでいた先住民男性ドン・ガブリエル・デ・グスマン（この遺言書については本章の 3 節で改めて取り上げる）は、1 人目の妻ドーニャ・イサベル・デ・ロハスとの間に 3 人の子をもうけ、彼女と死別した後はマリア・デ・チャベスという若い女性と再婚している。彼は遺言書の中でドーニャ・イサベルとの間の子供たちに対し、マリアを母親として敬い、守っていくように命じている³⁹。

このような社会的背景、そして息子が財産の相続人として役目を果たせるほど成長していないという家族内の状況から、コンスタンティーノは妻が別の男性と再婚してそちらの家庭に移り、息子に残されるはずの財産が持ち出されてしまうことを警戒したのである。そこで彼が頼みの綱としたのが、母親であった。コンスタンティーノは財産の内、持ち出される可能性が高い動産を信頼できる母親に残すことでそれらの流出と防ごうとしている。一方で妻へ残した土地や穀物小屋は不動産であるから、外部にはどうやっても持ち出せない。それぞ

³⁶ Ibid. p. 161. [271]

³⁷ Vol.1. pp.109. [17]

³⁸ Vol.2. p. 122. [147-150].

³⁹ Vol.1. pp. 151-152. [289, 295]

れの財産の特性を理解していたコンスタンティーノは適切な相続人の指名によって将来的に懸念される問題を巧みに封じ込め、自らの家系の財産を守り抜こうとしたのである。ペトロニラは再婚を禁じられ、同居する姑に見張られながら息子を育てることになっただろう。

ちなみに、コンスタンティーノとは対照的な遺言者もいた。メキシコ市の男性先住民フアン・テウイトルは 1548 年に作成した遺言書の中で、妻を家やチナンパなどの相続人に指名したうえで、「私の妻はまだ若いので再婚をしたいなら好きにしていよ」という言葉を残している。そして再婚した場合は自身の残した家でその新しい夫と暮らすようにと指示している⁴⁰。彼の遺言書には子供、つまり後継ぎに関する記述が無く、そのことがコンスタンティーノの態度との違いを生んでいるのだろう。しかし数量的分析ではコンスタンティーノもフアンも、妻を相続人に指名している夫として一括りにされてしまう。細部に着目しなければ、このような明白な違いは見えてこないのだ。

では逆に、夫を財産の相続人に指名している女性遺言者はどのような状況下にあったのだろうか。オアハカ地方西部のイグアルテペクという村に住んでいた先住民女性ドーニャ・イネス・ゴメスが 1559 年に作成した遺言書を見ていくこととする。ドーニャ・イネスは近隣のトナラという村のカシーケの家系の出身で、イグアルテペクのカシーケの家系だったのは夫のドン・カルロス・デ・アギラルであった。つまりドーニャ・イネスは、自身の村を出て別の村の同格の身分の者と婚姻関係を結んでいたのである。ドーニャ・イネスは夫が（イグアルテペクの）カシーケの財産（カシカスゴと呼ばれる）をまだ継いでいないため貧乏であると述べ⁴¹、そのうえで自身の財産に関しての記述に入る。

彼女にはドーニャ・マリア・デ・ソサという姉がおり、両親が自分と姉にトナラの耕作地や家、塩田などの土地財産や宝石などの動産を与えていたという過去の話述べる。しかし現状は姉とその夫ドン・ディエゴ・ガルシアがその財産を独占しており、故郷の村を出た自分には何も与えられていないと苦言を呈している。そして彼女は、それらの財産が自分と姉との間で分割されることを要求するとともに、自身の取り分の相続人として夫のドン・カルロスを指名している。遺言書の最後に、彼女は夫への愛や感謝の言葉を遺言書に残している⁴²。

ドーニャ・イネスの遺言書からは、相続に関する興味深い特徴が見いだせる。自分が居住していない別の村の土地財産も所有することができ、それを別の家系の者に継承することが可能だったのだ。しかし 2 人の間に子供がいるという記述は無いため、前述のコンスタンティーノの例とは異なりこの相続は自身の家系の財産を差し出すことと同義である。これ以降の関連文書は現状では入手できていないが、姉夫婦が土地財産を実際に妹側に分譲した可

⁴⁰ Ibid. pp.107-108. [9, 11]

⁴¹ Ibid. pp.113-114. [42, 44]

⁴² Ibid. pp.114-115. [45, 46]

能性は高くはない。他の村のカシーケに自分たちの財産を渡す義理などないからである。ではなぜドーニャ・イネスはそのような決断を下したのか。

おそらく当時の彼女には、自らが夫のカシーケ一族に帰属しているという認識と、最期に彼の一族へ貢献を果たしたいという望みがあったのだろう。彼女のおかれていた状況は実に想像しやすい。言及はされていないが姉夫婦は間違いなくトナラに住んでおり、その地盤を固めてカシーケの家系としての地位を維持していた。しかし、同じ血縁でありながらイグアルテペクに移っていたドーニャ・イネスにはその地縁的アドバンテージがなく、トナラのカシーケ一族としての存在感は無いに等しいものだったであろう。土地財産を分けてもらえていないのもそのせいだと思われる。

彼女はこのような状況を認識していたため、居住地のイグアルテペクのカシーケ一族として生きることを決意したとしてもおかしくはない。姉夫婦に財産の分割を要求したのは、自身がトナラのカシーケ一族に帰属していることを主張するためというよりも、その財産を夫に与えて彼の一族に尽くすためだったのではないだろうか。だからこそ彼女はトナラのカシーケの家系出身であるという「事実」を述べるのみで、その故郷への愛着などは一切語っていない。つづられている夫への愛や感謝の言葉は、むしろ夫の一族と密接な関係性を構築していた証といえるだろう。彼女を取り巻いていた家族関係や、2つの村の先住民エリートが婚姻によって結びつくという社会的状況、そして彼女がそれをどのように認識していたかが質的分析から見いだせるのである。

最後に、存命中の夫を財産の相続人に指名していない女性遺言者の事例を見ていく。1561年、メキシコ市テノチティトランの地区の1つであるトラチュカクに住んでいた先住民女性マグダレナ・ティアカパンが遺言書を作成した。彼女は自らの所有する財産を誰に与えるか書き連ねている。まず、自身が現在住んでいる家屋についてその敷地の大きさを示した後、それを娘のホアナ・パパン（ティアカパン）⁴³とその夫シモン・デ・ガンテに残すことを宣言し、両者にそこから立ち退かないように忠告する。娘だけでなく娘婿まで含めて「私の子供たち」（*mis hijos*）と記述している点が特徴的で、これは他の遺言書には見られない⁴⁴。続いて別の家屋とその敷地の大きさを示し、それを娘のマリア・パパンとその夫アロンソ・クアウトリに残すことを宣言する（この娘夫婦のこともやはり「私の子供たち」と表現している）。同じようにそこから立ち退かないように忠告した後、上記の子供たちの間に差はなく、（財産は）分けて残すということを宣言する⁴⁵。これは均等な形での分割相続が望まれていることを意味しており、2人の娘の間で争いが起こることを避けたのだろう。マグ

⁴³ [52]の本文ではホアナ・パパン（Joana Papan）と記されているが、以降の段落を見る限り、ホアナ・ティアカパン（Joana Tiacapan）が正しい名前だと考えられる。もう一人の娘の名前（María Papan）と混同してしまったのだろう。

⁴⁴ Ibid. p.116. [52].

⁴⁵ Ibid. pp. 116-117. [53]

ダレナは他にも、チナンパを娘ホアナに残している。実際に畑仕事を行うのは彼女の夫シモンだったのだろう⁴⁶。動産に関しては、二人の娘にカヌーを、孫娘のホアナ・ティアカパン（娘の一人と同じ名前）と孫のバルタサル・トラコンにそれぞれ箱（caja: 宝石や現金などが入った金庫のこと）を残している⁴⁷。

以上に示した記述は一般的な財産相続に関するそれと大差ない。しかし、夫のアントニオ・トラウィについて言及している段落には注目すべき独自性がある。まず、彼女は子供たちに分け与えた家々を自身の所有物であると主張し、夫アントニオはこれらに何も関与していないと断言する。そして夫に対しては、貴方はアサクアルコにある自分の家に行くことができるから、娘に残したものを手に入れようとしないでもらいたいと警告する⁴⁸。

さらに、塩田について語られる次の段落でも夫が登場する。マグダレナはこの塩田が自身と夫の2人で開発した土地財産であることを明言し、そこで食糧を稼ぐのに十分な収入を得て、それを分け合うように娘たちに指示している。そして、もし夫がやってきて塩田の何か（alguna cosa）を得ようとするならば彼に何かをやり、もし彼が欲しがらないならそれはそのまま置いておくように命じている⁴⁹。何か（alguna cosa）とは十中八九、塩田から採れる塩のことで、娘2人には塩を売って生計を立てるように言っているのだ。もちろんチナンパと同じく、実際の働き手は娘婿たちだったと思われる。

以上の記述から、遺言者マグダレナは夫アントニオを財産の相続人として指名しないどころか、自分が残した財産に彼がかかわることすらも忌避しているように思える。彼女は遺言書の最後の方でも改めて、夫は（村に）来たとして発言権も何かを得ようとする権利もなく、彼は家に帰る以外に何もないのだ⁵⁰、と冷淡に突き放している。夫に対して愛や感謝の言葉を伝えていたドーニャ・イネスとはまるで正反対の態度である。

アサクアルコという別の村に家を持っているという記述から、夫が別の村に移り住んでおり、遺言者と別居状態にあるということは確実である。インディオ社会においては先のドーニャ・イネスのように、女性が別の村の男性との結婚を機に移住する事例が多くみられる。一方で男性が別の村に移り住むという事例は管見の限りこれ以外になく、時期と理由は不明ながらこの夫は自らの意思で村を出ていった可能性が高い。夫と呼んでいることから完全に縁を切っているわけではないようである（カトリック社会で離婚が禁じられていたことも関係しているかもしれない）が、マグダレナからすれば娘二人と自分を残して出ていった無責任な夫に財産を与えたくないと感じるのは至極当然である。彼女はせめてもの情けとして、かつて2人で共同開発した塩田で採れる塩だけは彼が頼めばくれてやってもいいと考えた

⁴⁶ Ibid. p. 117. [55]

⁴⁷ Ibid. p. 117. [59-61]

⁴⁸ Ibid. p. 117. [56]

⁴⁹ Ibid. p. 117. [57]

⁵⁰ Ibid. p. 118. [68]

のだろう。ただし所有権は娘2人にあるという前提を述べることは忘れていない。

マグダレナが遺言書で夫に対し強気な態度で臨んだ理由の根底には、そのような恨み深い感情があっただろう。しかし彼女は同時に、自身のおかれていた家庭状況を冷静に、はっきりと認識したうえでこの態度を示したといえよう。彼女が夫に対して強い態度で臨むことができたのは、自分の娘2人が結婚していて、かつ孫まで誕生していたからではないだろうか。もし彼女が病に伏せたのが娘2人の結婚前だったとしたら、そしてその時に既に夫が出て行ってしまっていたとしたら、話は変わる。この状況下では自身の死後、畑仕事で娘たちの生活を支える男性労働力のあてがない。先住民エリートの没落が進む社会情勢下では、村落共同体の助けを得ることも非現実的であった。娘たちでは耕すことのできないチナンパや塩田が村の男性たちによって耕され続けることになったとしても、それは私有地が共同体の土地として接收されるということに他ならず、本末転倒である。もしこの状況だったとしたら、彼女は苦肉の策として出ていった夫を呼び戻し頼らねばならないという考えを頭に浮かべるはずであり、夫を徹底して拒絶するような内容の遺言書を残すことは躊躇しただろう。

しかし、マグダレナにとって現状は幸運であった。娘2人は既に結婚しており、娘婿たちがチナンパや塩田の耕作を担ってくれていたのだろう。娘とその夫をまとめて「私の子供たち」とした記述は娘婿たちへの愛情を感じさせるとともに、彼女がそういった現状の存続のためにいかに彼らの存在が重要だと認識していたかを如実に物語っている。彼らがおり、孫の世代まで育っている今、家族を裏切った夫をあてにする必要性はもはや無かったのである。

3. 親族以外の人々との関係が見られる事例

本節では数量的分析で導かれたパターン③に関連する2つの遺言書を分析し、先住民エリートが家族・親族以外の人々とどのような関係を持っていたのかを探っていく。

1人目は、1591年にオアハカのヤンウィトランという地域に住んでいた男性先住民ドン・ガブリエル・デ・グスマンである。カシーケ兼ゴベルナドールを自称していることから、先スペイン期以来の伝統的な権威を維持しながら村の政治権力も掌握していたようである。また前述したように、彼の遺言書はスペイン語で作成され、証人は不在、公証役場での手続きも介さなかったという珍しいものである。

ドン・ガブリエルの遺言書の独自性は、借金の返済や債権の徴収に関する多くの命令を不動産や動産の列挙とその相続人指名よりも優先して行っている点である。借金は相続対象となる負の財産であるため、その返済は事実上他者への財産遺贈だった。とはいえ他の遺言者の多くはこれらをあまり重視しておらず、土地や動産についての記述が殆どを占める。では、債権・債務関係を重視しているドン・ガブリエルの遺言書はどのような内容だったのか。書き残されている多くの事例の中からいくつかを抜粋する。

例えば、彼は村での居住を認められていたスペイン人のペドロ・ディアスという男から 113 ペソを借りており、彼に全額を返済するようにと（遺言執行人に）命じている。その次には先住民の商人であるディエゴ・ガルシアという男から 120 ペソ借りており、同じように全額返済するよう命じている⁵¹ インディオ村落にスペイン人が住んでおり、しかもその人物に借金をしていたということが分かるのは興味深い。本来、制度上ではスペイン人と先住民は隔離居住政策がとられており（スペイン人による先住民の虐待防止のため）、それがインディオ村落共同体の成立につながっていた。しかし 16 世紀後半に先住民人口が減少して土地の放棄が増えると、そこへスペイン人が侵入したり、貢納の義務を果たせない先住民が土地を自らスペイン人に売却したりする事例が増加した⁵²。そういった社会の変容が実際に起こっていたことを、この遺言書は示してくれるのである。

またドン・ガブリエルは、商人のアナ・マシアスという先住民女性が 600 ペソの債務があり、そのうちの半分の額を自身の財産から貸し出す、そしてもう半分は共同体が支払うということを宣言する⁵³。ここでの共同体とは共同体金庫（*caja de comunidad*）のことであり、これはインディオ村落共同体全体の収益および共通の利益のために使う基金を保管した金庫、ないしその制度そのもののことを言う。共同体金庫の鍵、つまりその基金の運用権はゴベルナドールが持つことが通例だった⁵⁴。

そしてゴベルナドールはインディオ村落共同体での貢納の支払いにおける最高責任者でもあった。たとえ自分の瑕疵でなくとも、村全体の貢納額が不足していた場合は責任者としてスペイン当局に逮捕・投獄される恐れがあり、それを防ぐために共同体金庫の基金や自身の財産を擲ってでもそれを補填しなければならなかったのである⁵⁵。実際に遺言書には商人アナの債務は貢納の不足分であり、ドン・フランシスコ・デ・ラス・カサスへ支払われると述べられているため⁵⁶、この男性がスペイン当局直属の徴税官だったのだろう。ドン・ガブリエルがゴベルナドールとしての実務をこなしていた様子が見られることから、彼のいるヤンウィトランは村落共同体としての自治組織化がかなり進行していたということが分かる。

さらに、彼は貢納の肩代わりという目的以外にも多くの相手に金貸しを行っている。例えば、先住民のマリア・ガルシアとその夫グレゴリオには過去に 2 人のスペインへの渡航費として 240 ペソを貸しており、それを徴収するように命じている。また、ミステペクという地域のカシーケであるディエゴ・モンテロには 30 ペソを貸しており、その担保として衣服を提供されている。ドン・ガブリエルは全額を彼から徴収してその衣服を返すように命

⁵¹ Ibid. p. 148. [248, 249]

⁵² Zavala y Miranda, op. cit. pp.56-58. Gibson, op. cit. pp. 281-282.

⁵³ Vol. I. pp. 148-149. [253, 254]

⁵⁴ Zavala y Miranda, op. cit. pp. 154-155.

⁵⁵ Gibson, op. cit. p. 213, 233.

⁵⁶ Vol. I. p. 149. [254]

じている。このほかにも多くの相手に金貸しを行っており、一部からは担保を受け取っている⁵⁷。金貸しの事例がこれほど多い遺言者の事例は他になく、数量的分析では決して見えてこなかった独自性といえよう。しかもその関係性は自身のいる共同体内だけでなく、別の村のカシーケとの間にまで及んでいたのである。

では、このような債権・債務関係の記述を土地財産や動産についての記述よりも先に書くほど、ドン・ガブリエルが前者を重要視している理由は何なのか。ここで注目すべきは彼が所有する財産の種類である。債権・債務関係の記述の後に彼は所有する動産を列挙しており、銀の食器類や宝石、収穫したトウモロコシ、羊や馬、馬用の蹄鉄や農業用の鋤などを持っていることが分かる⁵⁸。

動産が多くあるのに対して土地財産は羊の放牧場、そしてアチウトラという名の私有地のみにとどまっている⁵⁹。アチウトラは彼の家系が受け継いできたカシカスゴで隷属民が働く農地だったようだが、この土地については遺言書の後半で簡単にしか述べられていないことから、決して要所ではなく規模も小さかったのだろう。ドン・ガブリエルはカシーケという地位にいる者にしては土地財産が少なく、故に商品作物を多く生産する力に欠けていたと考えられる。債権・債務関係が現金で媒介されていた点から明白なように、この時代の先住民社会にはすでに貨幣経済が浸透しており、商品作物の生産とそれによる収益は先住民エリートが地位を維持していくうえで必須の要素であった。塩田を耕して塩を売り収入を得るように娘夫婦に指示していた前述のマグダレナが好例である。

ドン・ガブリエルが土地財産を増やしていくことは難しかっただろう。前述のようにヤンウィトランは村落共同体としての自治組織化が進んでいたため、今更カシーケの権威に物を言わせて村の土地を占有することなど不可能であるし、先スペイン期以来の権威とは必ずしも結び付かなくなりつつあったゴベルナドルという役職を兼任し続けるには共同体の成員と仲違いしないことが重要であった。そのような状況におかれていた彼がとった手段が、高利貸しによって地道に私財を積み重ねながら、時には自ら借りを作って村民との相互扶助的な人間関係を構築することだった。明らかに彼は自身の威光を示すことよりも、村落共同体との協調に重きを置いているが、それは間違いなく子孫のためであった。彼は自身の財産すべてを長男のドン・フランシスコ・デ・グスマンに残すと宣言している⁶⁰が、相続財産が生産性のない動産ばかりだったとしても、村民との良好な関係性を構築していれば共同体内の将来的な子孫の地位はある程度は守られるだろうと考えたのである。それどころか、遺言書の証人がいないことも踏まえると、このような生存戦略が功を奏して、既に安定した地位

⁵⁷ Ibid. p. 149. [255, 266]

⁵⁸ Ibid. pp. 150-152. [268-281, 283-287, 293]

⁵⁹ Ibid. pp. 151-152. [282, 291]

⁶⁰ Ibid. p. 151. [290]. ドン・ガブリエルには息子以外にも娘（既婚）が2人おり、息子が無くなった場合は娘夫婦に財産を継承していくように指示している。Ibid. pp.151-152. [289, 293]

は保証されていたのかもしれない。

以上の内容から、ドン・ガブリエルが自らのおかれていた状況に対してどのような認識を持っていたかが分かるだろう。数量的分析においては男性遺言者から息子への相続という一般的な事例であると言えなかった本遺言書を読み解くと、このような家族・親族以外の人々との関係性を見いだせる。従来の地位や財産をできる限り維持せんと努力しながらも、ゴベルナドールという役職を担い村落共同体の一成員として村民と協調することを重要視する遺言者独自の生存戦略がはっきりと現れているのである。

家族・親族以外との関係性を見出せる遺言書をもう 1 つ紹介したい。遺言者はクアウティランのサン・ホセ・ソマルマンという地区に住んでいたドーニャ・イサベル・ルイサという先住民女性で、遺言書は 1599 年に作成された。

彼女は自身の多くの財産を売却している（いくつかの財産には売値が指定されている）。多くの財産の売却目的は自身や夫ドン・ルイス・テジェスにミサを捧げてもらう資金を調達するため、このような目的での売却はキリスト教化した当時の先住民エリートの遺言書においては一般的であった。しかし彼女の売った財産は、収穫したトウモロコシ、聖人像とそれが置かれている礼拝堂⁶¹、金庫（6 レアル）、メタテ（穀物を挽く石）2 つ（8 ペソ）、10 羽の鶏など多岐にわたっており⁶²、その量は一般的な儀礼としての域を超えている。また、売却額の用途は不明だが、生前には夫の世襲財産であった広大なトウモロコシ畑を 30 ペソで売却しているということも書かれている⁶³。敬称が付いていることも含め、彼女は裕福な先住民エリートの家系に育った者だと思われる。それだけにこれほど多くの財産を売り払っているのは不思議である。

一方で財産相続・遺贈についての記述は全体として少ない。そしてその受取人は親族ではなく、ファナ・ペロニカという女性ただ 1 人であった。ドーニャ・イサベルは、暖炉の薪を乗せる台や薪用の木材、メタテなどの動産や、テネソテンコという地区にある 2 つの地片（pedazo：かなり小さな土地）などを彼女に遺贈している。ドーニャ・イサベルはその理由として、自身が病に伏せている時に彼女が世話をしてくれており、感謝しているからであると複数回にわたって述べている⁶⁴。さらに遺言書の終盤では、村のゴベルナドールとレヒドールを遺言執行人に指名した後、自分のために尽くしてくれたファナへ残す財産は誰も奪わないようにしてほしいと彼らに嘆願している⁶⁵。ドーニャ・イサベルはなぜ家族や親族よりもそのような女性を遺贈の対象として優先したのだろうか。その決断に至った彼女はどのよう

⁶¹ 先住民の家庭の中には、家の敷地内に私的な礼拝堂を建設し、そこに聖人像を置いて崇敬するという事例があった。スペイン人聖職者が主導して建てた物とは異なる。Wood, op.cit. p. 281.

⁶² Vol. 2. p. 330, 332, 334 [779-781, 786, 787, 791]

⁶³ Ibid. p. 334, 336 [794]

⁶⁴ Ibid. p. 330, 334, 338 [776, 788, 800]

⁶⁵ Ibid. p. 338. [800]

な社会的状況におかれていたのだろうか。

これは以下の3点から容易に推察できる。1つ目は、この遺言書にドーニャ・イサベルの存命中の家族・親族の名前が1人たりとも書かれていない点である。夫のドン・ルイスも既に亡くなっており、子供や孫についての言及もないことから、彼女はエリート一族の最後の生き残りだった可能性が高い。

2つ目は、ドーニャ・イサベルが借金返済のために財産を売却しているという事例があることである。彼女はアツァクアロジャという地域に住むセシリア・マリアという女性に対し、5ペソを返済すると述べている。その借金は、過去に自身がメキシコ市のアウディエンシア（スペイン領アメリカ植民地各地に設置された諮問的な司法機関。国王の代理としての副王と共に植民地支配の上位機関として機能し、管轄地域の控訴裁判所の役割を持っていた⁶⁶）で土地をめぐる訴訟を起こした際に彼女がその費用として貸してくれたものであるという。そしてドーニャ・イサベルは、その訴訟で対象となった物件を売って（その売上高から）彼女に借金を返済するように指示している⁶⁷。このことは、彼女が訴訟の際に必要なメキシコ市までの渡航費や宿泊費などを自己負担することすらできないような、きわめて厳しい経済状況下におかれていたということを示唆している。しかも、その訴訟で対象となった物件が結局は借金返済のために売り払われていることから、彼女は訴訟の後に更なる経済的困窮に追い込まれていったのではないだろうか。

そして、ドーニャ・イサベルのおかれていた状況を知るうえで最も決定的なのが以下の3つ目の点である。彼女は遺言書の終盤で、自身が所有している家のある土地に関しては、（自分自身では）処理することも言及することもできないこと、なぜならそれは世襲のものではなく村のものであり、したがって村民がそれを引き受け、処理することになること、これをすべての人々に知らせるために宣言すると述べる⁶⁸。これまでに本稿で分析した遺言書には、自分たちの地位や財産をどう守っていくかという戦略の一環として文書作成に取り組んでいる遺言者たちの様子がはっきりと表れていた。しかし、ドーニャ・イサベルは重要な世襲財産であったはずの屋敷地を、遺言書執筆時には既に村落共同体に接収されていたのである。そればかりか彼女は屋敷地を共同体が管理していることに対して不満を述べたり、帰属を争って村民と真っ向から対決する姿勢を見せたりすることもなく、完全にその状態を受け入れている様子である。

以上の3点から、ドーニャ・イサベルは先スペイン期以来の地位を失いつつあり、衰退の一途をたどる女性であったということが推察できる。村の要職に就いておらず、前述のドン・ガブリエルのように多数の村民との相互扶助的な人間関係も確認される限りでは構築出

⁶⁶ チャールズ・ギブソン『イスパノアメリカー植民地時代』 柴田秀藤訳、平凡社、1981、103-105頁。

⁶⁷ Vol.2, p. 334. [792]

⁶⁸ Ibid. p. 338. [800]

来ていない。村落共同体という新たな社会の中に埋没していく先住民エリートの成れの果ての姿と言ってよいだろう。彼女には子供も孫も配偶者もおらず、世襲の財産を保持し続けることはできなくなっていた。夫の世襲財産であったトウモロコシ畑や、訴訟をしてまで保持せんとした土地を売却するという決断にはそのような背景が絡んでいたのだろう。彼女は死後にミサを捧げてもらうために多大な量の財産を売却したが、落ち目の人生に対して見切りをつけ、死後の世界にできる限りの救済を求めることを重要視していたのだろうか。

殆ど孤立無援の状態におかれていたドーニャ・イサベルは、だからこそ自分が病気の際に世話をしてくれたファナを唯一の家族のように見做し、財産の一部を託したのだ。そして、せめてそれらの財産だけは共同体に奪われないように遺言書終盤で嘆願したのであろう。執行人が村の要職に就いている者だったのだから不安は尚更である。

本遺言書からは、おかれていた苦しい社会的状況を遺言者が認識しており、最期にしてやれることを成し遂げようとする様子が見えてくる。それは落ち目の自分を支えてくれた恩人に財産を遺贈して、感謝の意を伝えることだったのだ。

おわりに

本稿では複数の先住民エリートの相続パターンを見出す数量的分析に、そのようなデータからは零れ落ちてしまう細部に着目する質的分析を合わせる方法で先住民エリートの遺言書に迫った。質的分析は以下の2つのタイプの事例に光を当てることができると分かった。1つ目は、一般的な趨勢からはじき出されてしまった数の少ない事例、そして2つ目は、一般的な趨勢に準ずるものの1つとして片付けられ、埋没してしまった事例である。先住民エリートの残した遺言書をエゴ・ドキュメントとして読み解くことは、彼ら彼女ら個々人の家族・親族関係やおかれていた特殊な社会的状況やそれに対する認識を見出すことを可能にするとともに、一般的な趨勢のみで植民地時代の実態を語ることの危うさをわれわれに示してくれる。

本稿はいくつかの課題を残すものとなった。1つは相続パターンの通時的な変化を把握できていない点である。第2章で示した表を用いた分析では、そこから見出だせる特定の相続パターンの増加や減少の様子にほとんど触れることができなかった。そのため第3章で取り上げた個々の遺言書の事例を時系列でまとめることが出来ず、それぞれが孤立してしまった。

もう1つは、地域ごとのミクロな背景情報が不足している点である。一般的なパターンとは異なる事例として本稿で取り上げたものも、実際にはその地域や村落共同体において局所的に慣習となっている可能性もあるかもしれない。質的分析においては、研究対象となる地域の政治的・社会的構造や文化、その流れを前提として示すが必要になる。

今後の研究のロールモデルになりうるのは、大越の研究である。大越は同一地域における

複数の家の相続関連文書を参照することで家の記憶が村の記憶へと移り変わっていく過程を明らかにしており⁶⁹、本稿では言及が不十分であった特定の地域における文書の通時的变化やその地域のミクロな背景情報を仔細にわたって示している。これにならい、地域社会の文脈に複数の遺言書を位置づけて分析していくことを今後の課題としたい。

⁶⁹ 大越前掲書、pp. 64-69, 77-80.